

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成しましたので報告します。

## 総 務 文 教 委 員 会

開 催 日：平成26年6月17日(火)

開催時間：10時00分～12時08分

開催場所：全 員 協 議 会 室

(委 員) 佐々木委員長、岡本副委員長

岡野委員、小川委員、森谷委員、野藤委員、上野委員、江角委員

(議 長・委員外議員) 原田議長、足立議員、柳楽議員、串崎議員、笹田議員、芦谷議員

道下議員、平石議員、西田議員、澁谷議員、西村議員、牛尾昭議員

山陰中央新報記者

(執行部・総務文教委員会 所属管理職)

[市長公室] 湯浅室長

[総務部] 牛尾総務部長、前木総務部次長(総務課長)、河上安全安心推進課長、古森人事課長、斗光情報政策課長、小田人権同和教育啓発センター所長

[地域政策部] 砂川地域政策部長、細川地域政策部次長(政策企画課長)、坂田地域振興課長  
岡田地域プロジェクト推進室長

[財務部] 埴財務部長、宮崎財務部次長(財政課長)、河野財産管理課長、宇津税務課長  
稲垣徴収課長

[金城支所] 吉永支所長、大崎自治振興課長

[旭支所] 岩谷支所長(自治振興課長)

[弥栄支所] 田中支所長、森下自治振興課長

[三隅支所] 横田支所長、斎藤自治振興課長

[会計課] 江木会計管理者(会計課長)

[教育委員会] 石本教育長、山本教育部長、三浦教育部次長(教育総務課長)、佐々木学校教育課長、滝本学校教育課副参事、山根生涯学習課長、

島田中央図書館長、横田青少年サポートセンター所長

[選挙管理委員会・監査委員・公平委員会] 原田局長

[消防本部] 加戸消防長、河上消防本部次長(総務課長)、梢江予防課長、佐々木警防課長  
田原通信指令課長、~~藤井浜田消防署長~~

(事務局) 篠原書記

### 【議 題】

- 1 議案第49号 浜田市税条例等の一部を改正する条例について  
(全会一致により原案のとおり可決すべきもの)
- 2 議案第50号 浜田市有料駐車場条例及び浜田市立図書館条例の一部を改正する条例について  
(全会一致により原案のとおり可決すべきもの)
- 3 議案第51号 浜田市東公園運動施設条例の一部を改正する条例について  
(全会一致により原案のとおり可決すべきもの)
- 4 議案第52号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について  
(全会一致により原案のとおり可決すべきもの)
- 5 請願第3号 集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを求める意見書の提出について  
(賛成多数により閉会中の継続審査とする)
- 6 執行部からの報告事項
  - (1) 浜田市地域防災計画修正の概要について
  - (2) 平成26年度島根県立大学新入生浜田探索ツアーについて

- (3) 平成26年度生活路線バス運行管理業務契約について
- (4) 第1回瀬戸ヶ島埋立地活用研究会の開催結果について
- (5) 島根県立大学浜田キャンパスの学部増設の提案について
- (6) 浜田市有料駐車場の石中央文化ホール利用者減免について
- (7) 平成26年度個人市民税の当初賦課状況について
- (8) 所得別所得金額の推移について
- (9) 市税等における減免件数等の推移について
- (10) 平成25年度市税等徴収率（速報値）について
- (11) 浜田市成人式の統一について
- (12) 三隅図書館開館時間試行延長の状況について（速報）
- (13) 第23回全国重要無形文化財保持団体協議会浜田大会・秀作展について
- (14) その他

## 7 その他

- (1) 市内公民館の運営に関する要望・意見書の提出について（配布）
- (2) 行政視察について（行程表を再配布）

## 【議事の経過】

[ 10 時 00 分 開議 ]

佐々木委員長

ただいまから、総務文教委員会を開催させていただく。今回から、第1委員会室が手狭ということで、こちらに移動されたようですのでよろしくをお願いします。

今日は、6月17日の総務文教委員会の準備会という位置づけで開催させていただきますので、よろしくをお願いします。それではレジュメに沿って進めていく。

### 1. 議案第49号 浜田市税条例等の一部を改正する条例について

佐々木委員長

まず議題1について、執行部から補足説明は。

( 「なし」という声あり )

では委員から質疑は。

( 「なし」という声あり )

無いようなので議案第49号についての質疑は終了する。

### 2. 議案第50号

#### 浜田市有料駐車場条例及び浜田市立図書館条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長

議題2について、執行部から補足説明は。財産管理課長。

財産管理課長

お手元の議案第50号の補足説明資料を付けているので、この資料の説明を少しさせていただく。昨日の議案質疑でも申したが、改変過程にあたって、1つは特別会計が赤字にならない範囲内で検討することを前提としていた。その関係で試算をしてきたのだが、その根拠と言うか、試算した内容が手元の資料上段の表である。

平成25年度実績と今回の改定内容で試算したところ、改定1年目、2年目等の数字になっている。回収した駐車券から試算した。

( 以下、資料について説明 )

佐々木委員長

委員から質疑がある方は。森谷委員。

森谷委員

細かいことかもしれないが、25年度実績の道分山立体駐車場の売り上げは3500万円と聞いているが、これを見ると4100万円ぐらいになっているのだが。

財産管理課長

これは定期駐車分の収入も入っている。この内、普通駐車分が35,135,000円となっている。

森谷委員

ということは定期分が月600万円ぐらいあるということか。

財産管理課長

そのとおり。

森谷委員

分かった。少し思うところがあるのだが、民間駐車場との比較対照は、屋根付きであること等の差を明確に認識しないで計画を立てておられるようで。比較も、民間は1万円でここは1万5千円だから、その1万5千円を少し下げようとか。屋根の有無によって差は歴然としてある。屋上に50台分くらい屋無しの部分があるが、そこの比較なら、1万円対1万6、7千円で良いと思うが。結局あそこはがらがらだが。あそこを埋めることによって、7千円6千円くらいにして、年間3、4百万円を埋めることは可能だと思う。もうちょっと検討の余地があるので、もっともっと検討した上で、決定されたら良いと思う。

財産管理課長  
佐々木委員長  
江角委員

貴重な提言だと思うので、今後また検討させていただきたいと思う。  
他に質疑は。江角委員。

提案条例説明資料のところで、この条例改正の目的理由という前段に、2つ書いてあるように思う。1つは、優良駐車場の利用率の向上、もう1つは、周辺施設の利用率の向上ということ。先ほど別紙資料でも説明があったかと思うが、この利用率の向上イコール収益の向上にはならないと思うが、この条例改正によって、先ほど無料のところも弾いてあるというような意味合いで説明があったと思うが、全体的な、無料も含めた利用率の向上という意味合いでは、どういう試算、見込みを持っておられるか問う。

財産管理課長

利用率の向上という点では、先ほど説明した、民間駐車場がオープンした以降少し利用台数が落ち込んでいるということがあるが、安くすることによってそれが一部回復するという試算と、それから今後も積極的にPRしていった利用増加に努めていくということを考えていきたい。

江角委員

了解した。もう1つ、周辺施設の利用率向上という意味合いでは、本会議でも質疑があったが、これは文化ホールを指しているのか。これが主なのか問う。

財産管理課長

そのとおりである。文化ホール利用者が立体駐車場を利用した際、今までは他の施設を利用するか理由の如何を問わず、料金設定は特に減額したりするような措置は無かったが、このたび市長が特に認めるという条例の中に謳われている規定を用いて、公の施設であるし、文化ホールの利用増進にも繋がるという観点でこのたび、7月1日から、文化ホール利用者については2分の1の軽減ということで利用出来るように考えている。それも周辺の賑わいの一助になるかと思うし、また立体駐車場の利用増加にも繋がると思う。

江角委員

了解した。文化ホールの利用者の減免が7月1日からというのはこの条例には無いが、規則に謳われるのか、こういった形で実施に導いていけるのか。

財産管理課長  
江角委員

これは決済で市長判断をいただいたところである。

どこかに謳うのかという話なのだが。

財産管理課長  
江角委員

条例の中の、減免規定を根拠にしている。

了解した。それからこれも本会議のやりとりで確認しておきたいのだが、半日の料金というようなことで質疑があったと思うが、これについては、いち早くこの条例を出して、その後また検討もあり得るというような答弁が、部長からもあつたらうと思う。この点については、どの時点を、もう少し検討される期間を設けて、それに見合ったような判断をされるのか。そういった答弁も踏まえてお考えがあるのかどうか。

財産管理課長

担当課としては、少なくとも1年ぐらいは検証してみたいと思っている。

佐々木委員長  
野藤委員

他に。野藤委員。

定期駐車枠というのがあって、先ほど立体駐車場の金額ベースでの話はあったが、台数的にはだいたい何台くらいの定期枠があるのか。

財産管理課長

道分山立体駐車場は245台駐車出来るが、その内、定期枠は75台分確保している。駅前駐車場の方は全体45台駐車可能だが、その内、定期分として15台確保している。それから、栄町は40台のうち23

野藤委員  
財産管理課長

台が定期枠。  
充足率というか、利用率はそれぞれだいたいどのくらいか。  
これがなかなか数字として表しにくい。一応お断りしておくが、1年契約の方も1ヶ月契約の方もいて、年間何台契約しているのかという意味では、正確な数字が出しにくい。例えば道分山立体駐車場の直近の状況で言うと、33台という数字を把握している。そういう意味では、75台分の33台の充足なので、半分に満たないということになる。

佐々木委員長  
森谷委員

他に。森谷委員。  
思い出したのだが、広島駅屋上駐車場の1日最高限度が1500円。それをこの比較対象にすることも必要ではないか。

佐々木委員長

他に。無いようなので、議案第50号についての質疑は終了する。

### 3. 議案第51号

#### 浜田市東公園運動施設条例の一部を改正する条例について

生涯学習課長

それでは、議案第51号について、執行部から補足説明は。  
( 「なし」という声あり )  
では質疑に入る。委員から質疑は。江角委員。

江角委員

浜田室内プールを取得する件については、当初予算説明資料で、施設改修が非常に当事者として困難になっている中で、判断をされてきたわけだが、この条文では27年4月1日からの施行となっている。ということはこの平成27年3月31日までは水泳連盟が運営されるということなのだろうと思うがその確認と、次の117ページのところで、準備行為と書いてあるが、ここの兼ね合いについて。今後指定管理を出されるということだが、もう少し説明してもらいたい。

生涯学習課長

まず取得の関係について。先般、不動産売買契約書を締結して、所有権の移転日を来年3月31日とした。従って4月1日から浜田市の施設となる予定になっている。それから準備期間だが、昨日の議案質疑でも答弁したが、12月議会によって指定管理者の指定の提案をさせていただきたいと考えている。それ以降では準備期間ということで、4月1日からの浜田市施設としての準備をしていただくように思っている。

江角委員

もし初めての指定管理者が決まれば、これは正式に言うと27年4月1日からということで、準備というのはそれまでに、12月議会で提案されるということだから、来年4月1日までの間、引き継ぎだとか見習いだとか、そういう期間として設けておられるという意味合いで良いか。

生涯学習課長

色々な準備があると思うが、市の施設となるので、条例に基づいて準備していただくことになろうかと思う。

江角委員

今の言い回しは、ある意味よく分からない。今の水泳連盟さんが手を挙げて受けられるという可能性も当然あるという意味か。そうすると引き継ぎは無いと思うが。やってみなければ分からないが、一番スムーズにいくとすればそういうことなのかと思う。しかしこの法人さんがやっていく中ではなかなか改修費までは導き出せなかったということも一方にあるわけで。その辺は慎重に判断していかれるのだろうと思うが。そういった見通しについてはあるのか問う。

生涯学習課長

現在の段階では、先般、指定管理者制度推進本部会議を開催していただいた。この会議においては、指名の方向という方針はいただいている。

今後その後色んな、財政面や施設面等を検討し、決定していただきたいが、先ほどもあったように、市民の方に迷惑がかからないようなスムーズな引き継ぎが行えるように取り組んでいきたい。

佐々木委員長

他に。

( 「なし」という声あり )

無いようなので、議案第51号についての質疑は終了する。

#### 4. 議案第52号

##### 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について

予防課長

続いて、議案第52号について、執行部から補足説明があるか。

この条例について簡単に説明させていただく。

( 以下、資料に基づいて説明 )

佐々木委員長

はい。委員から質疑は。岡本副委員長。

岡本副委員長

3点。先ほどの説明の中で火を使用する器具等という説明があった。恐らくプロパン等々ではあると思っているが、中には炭火を使ってとか、そういうものについてはどうか。

火災予防上必要な業務計画書の作成についてお聞きする。例えば浜田市の浜っ子夏祭りとか、いわゆる店頭で店をしているわけだが、計画書の中で、全体で消火器を考えるのか、各店舗ごと、いわゆる火器を使用する部分ごとに消火器を考慮するのか。

3点目に罰則規定について。30万円以下の罰金というところで、処分される側にとっては非常に重たいと思っているが、この基準みたいなものがあればお示しいただきたい。

予防課長

1点目について。火器使用器具としては、液体燃料、固体燃料、液体はガソリン固体は炭、液体はガス、電気を熱源とするもの、これら全てである。

2番目の消火器の準備について、全体か各店舗かということだが、これは各店舗。

3番目の罰則について、現在浜田市火災予防条例には49条と50条に罰則があり、この罰則金額が30万円となっているため、これをあてはめたものである。

岡本副委員長

よく分かった。1点だけ確認したい。火災予防上必要な業務計画の書だが、これは平面計画書という形、単純に文書だけの書類で良いのか、各店舗に消火器をセットしたということが良いのか、それとも全体図があって、店の配置があって、消火器がこの位置にセットされるというような表示なのか。その辺だけ確認したい。

予防課長

先ほど言われた後段の図面や配置や、担当の火元責任者とか、そういうものの配置があった方が良いと思う。

岡本副委員長

よく分かった。

佐々木委員長

他に。野藤委員。

野藤委員

指定催し以外、例えば町内の神社のまつり等、そういうものの対応はどうなっているのか。やはり消火器を置いたり、防火責任者を置くのか。

予防課長

神社等の祭礼の際の縁日等も、火器使用器具を使用される場合は、全て消火器の設置が義務付けられている。

佐々木委員長

他に。江角委員。

江角委員	消防長が指定催しを指定することになっているが、指定手順と言うか、どういった段階で当事者の方々に消防長が指定するのか。流れがまだ頭に入っていないので、もう少し砕いて教えてもらいたい。
予防課長	指定催しは、現在国の方で平成25年8月の福知山の火災を受けて、ある程度規模を決められている。福知山のあの時の人出が約11万人ぐらだったのでそのくらいの規模を想定しており、県下で既に告知されているところは、1日あたりの人出の予想が10万人以上の催しと、主催者が認める露店の数が100店舗を超えるもの。これらの規模の催しを指定することになると思う。そういう催しがあれば、主催する方に意見聴取をして、指定して、計画を出してもらおうという流れ。
江角委員	だとすると指定催しの関係は、現行浜田市で年間色々あると思うのだが、今の話でいくと該当するものがそんなに無いようにも思う。現行の催しで言えばどういったものが指定に該当するだろうか、もし把握していれば教えてもらいたい。
予防課長	浜田市で該当する規模と言うことだが、浜っ子花火大会の人出も6万から7万人程度ということで該当しない。ちなみに県下で該当するのは松江の水郷祭くらいということである。
佐々木委員長 野藤委員	他に。野藤委員。 今浜っ子夏祭りの件で言われたのだが、昨年まで自分が携わっていたこともあり、ちょっとお聞きする。要件は1日あたり10万人の人出で、尚且つ100店舗程度の露店が出るという話だが、浜っ子祭りは露店が100店くらいあるので、こちらの方に該当するのかなど、当然指定催しになるのかと思っていたのだが、ならないということか。
予防課長	1日あたり10万人以上の人出、と、100店舗を超える。これは両方いずれにも該当するものということなので、(浜っ子夏祭りは)該当しない。
野藤委員 佐々木委員長	了解した。 他に。 (「なし」という声あり) 無いようなので、議案第52号についての質疑は終了する。

## 5. 請願第3号

### 集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを求める意見書の提出について

続いて請願第3号について。この請願については執行部の皆さん退席後に審査したいと思うので、委員の皆さんご了承願いたい。

## 6. 執行部報告事項

### (1) 浜田市地域防災計画修正の概要について

安全安心推進課長	続いて議題6について。順次、執行部から報告いただきたい。安全安心推進課長。 説明の前に、6月15日に実施した防災訓練に、議員の皆さんにも多数ご出席いただき感謝申し上げます。資料をご覧いただきたい。 (以下、資料をもとに説明)
佐々木委員長	ただいまの報告について質疑がある方は。小川委員。

小川委員	地震災害対策の計画について少し聞きたい。浜田では明治時代に浜田地震という大きな地震があったと見ているが、この基準となっているのは東日本大震災ということで、全国的に言えば南海プレートの地震発生产予知だとか、あるいは原発がある所の活断層の研究だとか、そのようなことが行われているが、浜田も浜田地震以降の地震発生产の予知といったことを想定される研究が、現段階で行われているのか。
安全安心推進課長	地震に対する研究については、申し訳ないが詳細な資料を持っていない。ただ島根県は防災津波ハザードマップ等を出しているが、その段階で、各断層の所在地あるいは、万が一浜田沖で地震が発生した場合の津波到達想定時間、想定高というのはある。基本的には国や県を通して、そうした研究がなされていると認識している。
小川委員	県の方でそういった研究がなされているということについては、ホームページ等で少し勉強させていただいた。そういう形で取り組まれていることについては理解している。
佐々木委員長	他に。 ( 「なし」という声あり ) 無いようなので、この件については終了する。

## (2) 平成26年度島根県立大学新入生浜田探索ツアーについて

政策企画課長	続いて(2)の件について、政策企画課長。 お手元の資料をご覧いただきたい。 ( 以下、資料をもとに説明 )
佐々木委員長 野藤委員	この件について委員から質疑は、野藤委員。 参加要件というか、例えば県外の方の募集や、市外の募集や、そういった要件があったのだろうか。
政策企画課長	要件というのは冒頭に書いてあるように、浜田キャンパスの新入生を対象として動いたが、特にご案内したのは寮に入った1年生の皆さんに、特に集中的に声をかけさせてもらった。従って市外出身方への働きかけという面が強かったと思う。
野藤委員	というのが、浜田市の生活環境についてというような質問や、その以下の質問について、自分が今まで育った所との対比だと思ったので、出身地や出身県というの、ある程度掌握されたというか、限定されたのかと思って問うた。
政策企画課長 佐々木委員長 森谷委員	ちなみに、浜田市外の方が97.4%ということになっている。 他に、森谷委員。 1学年200人くらいいる中でこの人数というのは、あまりにも少なすぎるような気がするのだが。97.4%というのは、もちろん参加者の中の割合だろう。これは、言い方が不適切かもしれないが、強制的に全新生に参加してもらおうぐらいして、1番最初の時点で浜田を知ってもらおうようにした方が良いのではないかと思うのだが、お考えを問う。
政策企画課長	確かに、当初2日間で120名の方に参加していただけるかと思ってスタートしたのだが、やはりPRの時間も短かったということもあり、今回の反省材料の大きな1つだと思っている。来年度からは、やるのであればもう少し早めの時期にやりたい。というのが、友達等もまだ出来

ないような状況の中でこれをやらせていただけると、もっと手が挙がってくるのではないかと思っている。来年度以降に検討させていただきたいと思う。

森谷委員

3月に行われる、卒業生に応援してもらいたいとかいうの（企画）も、最初は5人くらいしか来なくて、市役所の人は何十人も来ているという状態。結構浜田市側も色んな面で応援はしている。バスの件とか。オリエンテーションの中に1つ組み込むくらいのことでも良いのではないかと思うが。もっと最初にビシッと決められた方が良いと思うが、お考えを問う。

政策企画課長

浜田応援団については現在、内部で検討している。そちらに代わってこちらのツアーの方を積極的にやった方が良いのかなと言うようなことも含めて、今後検討させてもらいたい。

佐々木委員長

他に。岡本副委員長。

岡本副委員長

先般、大学生と少し飲む機会があって話をさせてもらった中で、大学の話が出たので聞かせてもらいたいのだが、男女の割合について問う。これが間違いならまた言ってもらいたいのだが、学生の話では、女性が3割から4割弱で非常に少ないのだということだった。理由を聞くと、例の平岡都さんの事件がまだ尾を引いているのだと。それは学生間でも話があるし、教授からの話もどうもあるようだが。この辺の執行部の捉え方と、安全であることを学校や保護者に何らかの形でアピールするようなことが少し無いのだろうかということも思った。その辺の活動について、分かる範囲で問う。

政策企画課長

男女の構成人数については資料を持っていないので何とも言えない。例えば平岡都さんの件があってから、市の対応として一番取り組んだことは、防犯灯の設置である。先ほどのアンケートでは町が暗いというご意見もあったのだが、実際には浜田市内において、ここ4、5年の間に、3354機の防犯灯を、取り変えも含めて設置していただいている。その中の1838機が新設である。このような状況なので、明るいまちづくりという部分において、市として支援をさせていただいたことになろうかと思う。

入学者の男女比については、男性が156名、女性が81名という状況。今回の参加者の男女比については、そこに記載しているとおりである。

岡本副委員長

私が質問したところの回答が無かった。現在、大学にも浜田市職員が派遣されている。そうすると、そういうニーズや意見があるなら、学校側から、安全であるということを発信するような活動はしていかないと。この比率は、学生の言うとおりでらうと思う。折角職員を派遣しているので、アンケートを取るなり研究するなりして、広報活動を少し強化していただきたい。いかがか。

政策企画課長

議員のおっしゃるとおりだと思っている。遅ればせながらという言い方が適切かは分からないが、今年度から大学事務局と毎月1回の定例会ということで、色んなことを相談する会を設けている。その中でいまの話もさせていただき、実態がどうなのかを含めて研究させていただきたい。

佐々木委員長

他に。

( 「なし」という声あり )

無いようなので、この件については終了する。

### (3) 平成26年度生活路線バス運行管理業務契約について

地域振興課長	続いて(3)の件について。これは前回に資料提出を依頼した件だと思う。報告をいただきたい。地域振興課長。 本件は、委員長のおっしゃるとおり5月14日に開催された調査会において、入札結果についてご報告した際に、前年度までに比較して、かなり安価に応札した業者もおられたことから、その業務の履行に関して積算基礎も含め確認し改めて報告するようにとのご指示があったため、報告させていただくものである。お手元の資料をご覧いただきたい。
佐々木委員長 森谷委員	( 以下、資料をもとに説明 ) この件について、委員の皆さんから質疑は。森谷委員。 この表を見る限り、金額が一切無いので、これが正しくチェック出来たのかさっぱり分からない。この辺の検証の確実性や正確性はどのように担保されるのか。
地域振興課長	仕様を出す際には、こちらの発注側とすれば、それぞれの経費について単価を用いて積算しているところだが、これについては、物品・役務の入札は現在公表はしていない。併せて応札される側については、工事の入札の際は内訳書で根拠を出していただいているのだが、物品・役務の入札については求めているし、また先ほどの工事入札の内訳書についても、第三者に公表する形のものを出していない。従って今回、こういう内容の積算をした上で、それぞれをもって業者とのヒアリングの上で確認した、というふうにご報告させていただいた。
森谷委員 地域振興課長	どういふふうに担保されるかという質問に対する答えになっていない。 内容についての反問だろうか。詳しくもう一度ご説明いただければと思うのだが。
佐々木委員長 森谷委員	もう少し説明を求める。 これを、市役所のバス運行にそんなに知識が無い人が見て、良いか悪いか分かると思わない。それこそ、内緒で石見交通の誰かを呼んでチェックしてもらうとかだったらまだ分かる。ド素人がヒアリングして「大丈夫です」なんて言われても、信じる気にはならない。そういう意味だが、お分かりいただけたか。
地域振興課長	議員さんがおっしゃる部分もだが、要するにこの業務に関して仕様の部分、文書で書く部分がある。併せて金額について、例えば人件費がいくらからい、というようなことを積み上げた上で、手元に持っているもので、それをもとに業者さんとヒアリングして、その業務が履行出来るだろうというのを確認させていただいたので、報告させていただいている。
森谷委員	深くは言わないが、結局、専門知識が無いのだから、ベースになる金額自体の良し悪しを判断する能力が誰にも無い。そのことを言っている。
地域振興課長	積算のもとになる根拠、例えば単価といったものについては、これまでの業務であったり、あるいは同じような業務をされている、例えば他の自治体の者だったり、そういうものを参考に積算している。
佐々木委員長 江角委員	他に。江角委員。 一般質問でもこれを踏まえて質問させていただいたので詳細な所は避

けたいと思うが。冒頭の説明があったように、この表を見ても、例えば金城の25年度と26年度を比べて、半額以下になった。そういうことから少し委員から質問が出て、今日の運びになったのだろうと思う。一般質問の答弁にもあったが、この金額になったということは、見方によってはメリットであり、見方を変えればデメリットに繋がる危険性もある。先ほどの話で、積算はしているとのことだが、具体的なことを踏み込んで言わないのでアバウトな答弁をいただきたいのだが、例えば積算金額より更に低くても、これは競争入札だから契約をするということだったのか、またそうなる可能性もあるということなのか。この辺を少し教えてもらいたい。

地域振興課長

入札における応札金額というのは、その会社が持っているノウハウや方針、会社の考え方、そういったものを含めてこの金額で、札を入れてこられると思う。この業務に関してはこのくらいの金額で、という設計を踏まえて発注をするわけだが、応札された金額について、例えば履行について確認した上で、その金額で出来る出来ないというよりも、この業務についてこのようにお願いしますということで確認をいただければ、それで履行確認が出来たと考えている。

江角委員

一般質問の答弁にもあったように、ダンピングに繋がる可能性も当然あるわけで。この点については既に4月段階から検討を初めているということも言われているので、それに期待するというところで今日のところは置きたいと思う。

佐々木委員長

はい。報告事項の途中ではあるが、1時間経過したのでここで休憩を取りたいと思う。再開は11時10分からとする。

[ 11時 00分 休憩 ]

[ 11時 10分 再開 ]

#### (4) 第1回瀬戸ヶ島埋立地活用研究会の開催結果について

#### (5) 島根県立大学浜田キャンパスの学部増設の提案について

佐々木委員長

では会議を再開する。(4)、(5)は続けてお願いする。地域プロジェクト推進室長。

地域プロジェクト  
推進室長

5月30日に開催した研究会の開催結果を報告する。この研究会は、瀬戸ヶ島埋立地の基本的な活用方針を検討するために、広く関係者の意見を聴取する目的で設置したもので、資料裏面に会員名簿を付けている。県立大学の藤原教授に会長を、商工会議所の岩谷会頭に副会長をお願いしている。色んな団体メンバーで構成しており、様々な意見を頂戴している。

(以下、資料をもとに説明)

佐々木委員長  
岡野委員

委員の皆さんから質疑は。岡野委員。  
県立大学のことについて。地域政策学部地域政策学科ということで、高齢化が進み、また、過疎問題が深刻であるということを手にとるといふか、先進地帯であるということ、そうした学問を進めていくには適した場所だろうと私は考えており、この新設学部については大賛成で

ある。しかし、水産の問題について私の個人的見解だが（申し上げたい）。

学問の中に、水産経済学という学問がある。ネットで検索すると学会や新聞記事等が検出される。この学科をコースとして持っているのが、東京海洋大学や近畿大学。水産都市として、水産経済学というものを学科として設置する方向に力を入れていただけないかと思っている。この学問はいわゆる理系学問ではなく、経済学なので、水産業の振興、土産から流通、水産加工も含めて、水産業自体を振興していくという学問。例えば浜田市の抱える、水産業の後継者不足問題や、海外留学生を研修生として育成していくというような、地域の抱える水産業自体を支え、振興していくというような。地域政策学の中の学科として検討していただけないか考える。また、水産業というのは、食べて初めて、消費者がいて初めて成り立つ。現在、魚自体を食べなくなっている。給食において魚を使っていたとか、そういった総合的な水産業振興プログラムというか学科を、この中に設けていただいたらどうかと思っている。これは個人的な見解だが、折角浜田市という環境があるのだから、地域政策学の中にコースでも学科でも構わないが（設けることを）、提案として申し上げたいと思う。何かご意見があれば。

地域プロジェクト  
推進室長

まず先ほどご提案いただいた水産経済学について。学科でやるということになると、教授1人2人ではなく教授陣という（まとまった数の）人材確保も課題になってくる。コース、あるいはその中のカリキュラムとして扱うのであれば、地域政策学の中でも充分検討が可能と思っているので、いただいたご提案については少し検討させていただきたい。

佐々木委員長  
森谷委員

他に。森谷委員。

この前、視察で八王子に行ってきた。そこは中心市街地活性化事業という、経済産業省の人は中活という言い方をされるのだが、その補助金を利用したまちづくりを考えておられる。浜田の職員さんもそこに行かれているようだ。タクラさんという名前が出ていた。実際私がそこの市役所を調べたところ、そこの担当は経済産業部。まちづくりをやっているのは地域政策部。一緒になっても良さそうなのに離れていて、それぞれの人が互いの内容を知らない。折角だから、市長も目途がたいして立っていないようだから、何億も補助が出るようなそういうゴツい制度の利用を検討されたら良いと思う。私が調べたところ、島根県では松江市だけ。大きい所しか駄目なのかと思ったら、他県では浜田市より小さい自治体も作っている。その補助率は10分の5。プランについては補助率10分の10。そういったのもどんどん利用してやっていただきたい。私はこの視察の報告書を今週中には出すつもりでいるので、誰でも自由にご覧になってもらいたい。これについて、各課、部、協力した取り組みについてお考えを。

佐々木委員長  
地域政策部長

地域政策部長。

いまご提案の件、当然、地域政策部という私どもの部が4月に出来たのは、全庁的な連携をしてやるということが基本なので、いまおっしゃった経済部の連携や、他のことも積極的に。これは支所との連携も含めてやっていきたいと思う。タクラは特に、うちの部の職員にもなっているので、また含めて検討させていただきたい。

佐々木委員長  
江角委員

他に。江角委員。

瀬戸ヶ島の件でうかがいたい。先ほどのお話で言うと、誰もが共通して思っているのが、アクアスに続いて運動性のある誘客施設、そして滞在型に繋がっていくものがないかというようなことは考えておられるとのことだったが、先ほどの話を聞くと、かなり壮大な構想を持っておられるのだと感じた。この土地については縛りがあると思うのだが、原則基本的な考え方として、唐戸市場のような施設から5番目まで言われたが、実際にこの5つを基本として考えるなら、この縛りがあって当面出来ないものについては、何番が該当するのか教えて欲しい。

地域プロジェクト  
推進室長

常設の建物を作るとなると、かなり厳しい制限がかかってくるだろうというふうに思っているが、瀬戸ヶ島の埋立地の中で、島根県が所有している箇所と、浜田市が所有している箇所がある。その辺りに若干の温度差があると思っている。従って、いまここでいただいた色々なご意見のうち、全く出来ないものがあるかということ、アイデア次第だと考える。先ほどの1番案も、20年30年という常設の形で考えるとかなり難しいのだが、例えばある程度一定期間暫定的にやってみるということで、屋根と柱くらいのもので立てて、その中でソフトとして色々やっていって、その手応えをまず見ていくという、期間をある程度限定したような形での提案であれば、今は国や県も遊休地なので、許可になる可能性もあるのではと思っている。まだ具体的な相談をさせていただいたわけでもないのだが、今のところ、やり方次第だと思っている。この中で全く出来ないとは否定するものは、今の時点では無いと思う。

佐々木委員長  
江角委員

江角委員。

これも説明があったが、原則漁業施設が見込まれない場合という話があった。今までも原則見込まれていないわけだが、そういうことを今言われるということについては、今からの手順として、まず漁業関係のものを募集して、それが見込まれないので次のステップに移っていくという考えなのか。もう既に、大きく見込まれていない歴史が続いているわけだが、この辺の考え方が1つ。

それから、県と市の所有がもちろんあるのだが、先ほど言われたこの構想は、県のところも含めて整備をしていく可能性があるのか。そういうことも視野に入れておられるのか。その辺をうかがいたい。

佐々木委員長  
地域プロジェクト  
推進室長

地域プロジェクト推進室長。

先ほどの最初のご質問について。まず、水産種苗の生産施設として使うということは、これはまだ完全に話が無くなったとは聞いておらず、可能性があること。そういう色々な可能性を持っている水産漁港施設という点については、県もこの漁協メンバーに入っているから、そこを共有しながら進めていきたいと思う。それで現実的な話があればまずそこを優先的に考える。そうでないものについては、地域振興の視点から県に色々働きかけていきたいと思っている。ただ、将来的に、また作り育てる漁業としてこういうことがやりたいということが起きた時に、常設だと撤去が難しい。そういうことが無いように、その辺りを見極めながら、期間限定のものを設置するとかというようなところで少し工夫をしてみたいと思っている。

これら4つ、もしくは5つの色々な視点で施設整備をするということ

になると、当然浜田市の所有地だけでは足りないので、県の所有地も活用しながらやることになってくる。その辺りは県の許可も必要になるので、随時話をしながら進めていきたい。

佐々木委員長  
上野委員

他に。上野委員。

この瀬戸ヶ島埋立地活用研究委員会の委員名簿なのだが、もう決まったことなのだが、何となく堅苦しいような気がする。県立大学もあるのだが、旭に社会復帰促進センターがあり、全国からたくさんの職員や家族の方が来られている。私も長いこと公民館のことをして、色々な方に協力をいただき、例えばB級グルメや、地域の特産品をこの浜田市に活かすことは出来ないかとか、色々なアイデアをいただいていた。折角そういう施設があるので、そういう声も取り入れて、先ほど岡田室長がアイデア次第と言われたように、この機会にもっともっと幅広い意見を聞いてみたら良いのではという気がした。

地域プロジェクト  
推進室長

基本的な話し合いの場という研究会はこのメンバーで進めていくが、パブリックコメントも含めて民間から色々な意見を頂戴しながら、それをまた研究会にフィードバックしていくということもやっていきたいと思う。議員さんもしその辺りで色々な情報をお持ちであれば、教えていただければと思う。

上野委員  
佐々木委員長

はい。

他に。

( 「なし」という声あり )

無いようなので、この件については終了する。

## (6) 浜田市有料駐車場の石央文化ホール利用者減免について

財産管理課長

(6) について、財産管理課長。

お手元の資料をご覧ください。

( 以下、資料をもとに説明 )

佐々木委員長  
森谷委員

この件について委員の皆さんから質疑は。森谷委員。

普通、安売りをすればよく売れるというパターン。安くすれば台数が増えると考えた方がいいかと思うが、その影響はどこで換算してあるのか。

佐々木委員長  
財産管理課長

財産管理課長

この減免により、有料駐車場の利用増に繋がるとは思っているが、ご指摘のあった、どの程度(の増)を見込んでいるかについては検討していない数字を、この表に載せている。従って、現在その辺の見込みについてはお答え出来かねる。

森谷委員

了解した。しかしこの目的は集客数の増に寄与すると謳っているから、そこも頑張って、怖いかもかもしれないが、数字は出すようにしなければいけない。根拠が無いのに50億を100億にと市長も勇気を出してやっているわけだから、やはり数字を出す、金額を出す。頑張ってやって欲しい。

佐々木委員長  
岡野委員

他に。岡野委員。

半額に減じるとのことなのだが、文化ホールで発行している無料駐車券がかなりの数出ていると思う。文化ホール主催のミュージカルだとか、文化ホール関連のスタッフ並びに。そういった枚数を。無料駐車券とい

佐々木委員長 文化振興課長	うのはもう開館当初から出ているので、その制度は今までもずっと維持されるかということと、どのくらい出ているかもし把握されていれば教えて欲しい。
佐々木委員長 森谷委員	文化振興課長。 石央文化ホール利用者のための無料駐車券というのは発行している。これは、観客側に渡すものではなく、主催者、利用者の側に渡す券で、一応予算的には年額80万円程度となっている。 他に。森谷委員。 たびたび申し訳ないが、普通の利用券を入り口で取るわけだが、その後、それがどのようにして半額になるのか、そのシステムを簡単に説明して欲しい。
佐々木委員長 財産管理課長	財産管理課長。 大変失礼した。おっしゃるとおり、通常は駐車場を利用される方が入る時に駐車券を取る。出る時にはそれを精算機に入れて精算するのだが、文化ホール利用者が立体駐車場を利用した際は、文化ホール側の方で利用者の方に割引が出来る機会があるが、それを市で購入して、文化ホール側に預け、文化ホールの職員の方に利用者側から駐車券を預かって、差しこんで、2分の1に減額するように読み込んで、それを利用者に渡すと。その辺の周知は、今後、駐車場や文化ホールそれぞれ関係する所に貼り紙をする等の形で周知して、使っていただくようにしたいと考えている。
森谷委員	いまの話を聞きながら気がついたのだが、半額になって、終わりもずっと永久にその日は半額ということなのか。考えていないのならそれでも良いが。つまり2時間を見るのに、その日ずっと半額なのかとか。
佐々木委員長 財産管理課長	財産管理課長。 最終的に精算機に通した時に支払が生じるわけだが、文化ホールを利用した方がホールを出る際に、2分の1に割り引いた形で処理されて出られると、文化ホール利用が2時間、その他の用事で2時間使われて、最終的に4時間使われても、2分の1が適用されるということになる。
佐々木委員長	他に。 ( 「なし」という声あり ) 無いようなので、この件については終了する。

**(7) 平成26年度個人市民税の当初賦課状況について**

**(8) 所得別所得金額の推移について**

**(9) 市税等における減免件数等の推移について**

税務課長 佐々木委員長	次からは3件続けて同じ所管になるので、一括して説明をお願いします。 税務課長。 ( 以下、資料をもとに説明 ) 以上3件の報告について、質疑がある方は。 ( 「なし」という声あり ) 無いようなので、この件については終了する。
----------------	--

**(10) 平成25年度市税等徴収率(速報値)について**

佐々木委員長	(10) について、徴収課長。
--------	-----------------

徴収課長 佐々木委員長 森谷委員	( 以下、資料をもとに説明 ) この件について、委員の方から質疑は。森谷委員。 この徴収については、東京都から鈴木邦彦さんが十年来呼ばれて、浜田市だけでなく色々巻き込んで頑張っておられると聞いているが、99.15と数字で言われても、島根県の中でどの辺なのか、トップなのか、頑張ってもビリなのか、その辺が分からないのだが。推移というのはだいたいどのような感じなのか。
佐々木委員長 徴収課長	徴収課長。 県内8市の市での徴収率だが、まだ25年度分については集計が取れていないため、24年度までの経緯を言うと、21年度から23年度までは、現年については県下で3位、24年度が4位となっている。トップは松江市で、21から24年度までずっとトップ。24年度が99.29%、4番の浜田市が98.96%。差額で0.3%である。ちなみに24年度については2番が雲南市、3番が益田市となっている。浜田市はそれに続いて4番である。
佐々木委員長 森谷委員	森谷委員。 僅差で4番という感じで良いか。そうすると25年度はひよっとしたらトップに躍り出るかもしれないという感じで良いか。
徴収課長	24年度の松江市が99.29%なので、このレベルにはちょっと届かないと思うが、出雲市から25年度の現年の徴収率について電話で照会があった。ちなみに出雲市の25年度が99.10%だったらしい。出雲市よりは上に行っていると思う。
佐々木委員長 森谷委員	森谷委員。 よく分かった。成果が上がっていることも分かった。引き続き頑張ってもらいたい。
佐々木委員長	他に。 ( 「なし」という声あり ) 無いようなので、この件については終了する。

### (11) 浜田市成人式の統一について

生涯学習課長	(11) について、生涯学習課長。 資料をご覧ください。
佐々木委員長	( 以下、資料をもとに説明 ) この件について委員の皆さんから質疑は。 ( 「なし」という声あり ) 無いようなので、この件については終了する。

### (12) 三隅図書館開館時間試行延長の状況について (速報)

中央図書館長	(12) について、中央図書館長。 資料をご覧ください。
佐々木委員長	( 以下、資料をもとに説明 ) この件について委員から質疑は。 ( 「なし」という声あり ) 無いようなので、この件については終了する。

### (13) 第23回全国重要無形文化財保持団体協議会浜田大会・秀作展について

- 文化振興課長 (13) について、文化振興課長。  
今年10月、当大会が浜田市で開催される。この協議会がどのような団体かは、資料裏面をご覧ください。
- 佐々木委員長 (以下、資料をもとに説明 )  
野藤委員 ただいまの件について、委員から質疑は。野藤委員。  
14の保持団体と書いてあって13個丸があるのだが。尚且つ会長の任期は2年で、14団体の所在する云々と書いてあるのだが、14番目はどこになるのか。
- 文化振興課長 裏面の加盟団体の一覧の④に、柿右衛門と色鍋島とある。保持団体が別になっているので、数字上は13だが、団体とすれば14団体ということになる。会長市は先ほど申し上げたとおり、27年度から2年間、浜田市が担当すると決定されている。
- 佐々木委員長 野藤委員。  
野藤委員 そうすると、例えば結城紬辺りは茨城県結城市、八千代町、栃木県小山市、下野町となっているのだが、やはりどこかが、結城紬やりなさいよと来たら、どこかが2年受けるという認識で良いのか。
- 文化振興課長 これは、どこの市が会長市を担当するかというのは、全重協の役員会でローテーションを検討して決定されている。平成14年に三隅大会が開催されたが、その時、三隅町だったので事務局や会長町ということは担当ローテーションには入っていなかった。合併後浜田市となったので、27年から2年間、浜田市が会長を担当ということが決定された。
- 佐々木委員長 他に。  
( 「なし」という声あり )  
無いようなので、この件については終了する。

### (14) その他

- 佐々木委員長 執行部から何か。  
( 「ありません」という声あり )  
委員の皆さんから何か。  
( 「なし」という声あり )  
それでは執行部の皆さんは退席されて構わない。委員の皆さんはこの後、休憩を挟んで、議案採決と請願の審査と採決を行う。再開を12時15分とする。

[ 12 時 08分 休憩 ]

[ 12 時 15分 再開 ]

- 佐々木委員長 委員会を再開する。これから採決に入るが、まず執行部提出議案4件について採決を行い、その後に、請願第3号について、質疑採決を行っていく流れで進めたい。

#### 議案第49号 浜田市税条例等の一部を改正する条例について

- 本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議は。  
( 「なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

**議案第50号 浜田市有料駐車場条例及び浜田市立図書館条例の一部を改正する条例について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議は。

( 「なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

**議案第51号 浜田市東公園運動施設条例の一部を改正する条例について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議は。

( 「なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

**議案第52号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議は。

( 「なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

**請願第3号 集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを求める意見書の提出について**

ここで最初に、紹介議員である小川委員に聞いておきたいこと等がもしあれば、質問を受けたいと思う。委員から質疑はあるか。

( 「なし」という声あり )

では、紹介議員への質問は特にないということなので、委員からこの請願についてのご意見をうかがいたいと思う。岡本副委員長。

この請願については、本会議でも、お話があったと思っているが、まだ国会において協議中とのことで、私個人としては継続審議を求めたいと思っている。

他に。野藤委員。

私も毎日国会等の議論を注視しているが、国でもまだ二転三転するというので。憲法解釈の変更について色々紆余曲折がまだあるような気がしている。その中で請願の主旨を見させていただいたが、私もこれは継続にした方が良いのではないかと考えている。

他に。岡野委員。

請願の文書を読んだ。憲法解釈の変更による集団的自衛権を認めるということに関しては、私はすべきでないと感じている。特に日本国憲法を読んだ場合、どう考えても第2項の交戦権の部分に当たると考えるし、集団的自衛権を限定容認なりで行使することについては、私は実は賛成なのだが、これは憲法を正規な手続きによって改正して行使すべきものであると考える。憲法解釈によって換骨奪胎をして内容を変更するという、手法について私は反対ではあるが。現在国会における党首討論等に

岡本副委員長

佐々木委員長  
野藤委員

佐々木委員長  
岡野委員

において詰めている段階なので、これが行われるかどうか分からないし、行われる内容についてまだ決定していないため、単純に賛成・反対で決を取るべきではないと考える。従って先ほど同僚議員も言われたが、推移を見守るということで、継続審議にした方が、地方議会においては良かれと思う。

佐々木委員長  
江角委員

他に。江角委員。

私はこの請願に賛成の立場なのだが、この文書にも書いてあるように、現在の内閣において、憲法解釈を拡大していこうという流れになっているのは間違いないわけで。これまでも憲法上の制約からすると、個別自衛権も拡大解釈してきた経緯がある。今回の場合は集団的自衛権ということで、自国が攻撃を受けていない場合においてもその同盟国が攻撃を受ければ、一緒になって武力行使をするということだから、憲法からの解釈として判断する内容では全くないと私も受け止めている。現段階でこのことに関する意見を政府にきちんと言うべきだろうと考える。

また、ちなみに本会議でも議論があったが、一組織としてというこの請願も出ているが、国民的な意見も見るところによると、これまで政府自民党の総裁を務めてこられた方についても、同様の意見の文書を拝見しているし、また、国会の現自民党議員の方でも、先の特定秘密保護法にも反対されて、この流れと一蓮托生だという中で、非常に問題だという提起をされておられる意味でも、ここできちんと反対の意思を表明すべきではないかと、私は賛成の立場で意見を言わせていただいた。

佐々木委員長

はい。ただいま内容は少し違うが継続というご意見が3名の委員から、それからこの請願に賛成の委員が1名、ということで意見があった。継続について複数の方から意見が出ているので、まずここでこの請願について、継続するかどうかをお諮りしたいと思う。皆さんいかがだろうか。  
( 「賛成」 という声あり )

それでは、この請願について、継続するということについて、賛成の方の挙手を求める。

( 挙手多数 5人 )

はい。継続ということに賛成の方が多数であったので、本請願については継続審査とすべきもの、ものとすることに決した。

請願についての審査は以上。

## 7. その他

### (1) 市内公民館の運営に関する要望・意見書の提出について (配布)

その他 (1) について。これは先般皆さまにお話しているとおり、公民館視察に関する意見・要望を執行部側に提出していたが、それに対する回答をいただいたので、今日お手元に配布している。これについてはご確認いただくということによりお願いする。

### (2) 平成26年度行政視察について

行政視察について。これもお手元に行程表を再度配布しているが、若干変更になった所もあるので、この点については篠原係長から少し説明を願う。

篠原書記

また配布しているので迷われるかもしれないが、前回と変わった点は、

宿泊先。前は品川プリンスホテルのメインタワーにしていたが、予算の都合上イーストタワーに変更させていただいた。あとは、都内の移動についてある程度細かく。このとおり動けるかは分からないが、だいたいの目安時間も入れさせてもらっている。

実際の視察は7月8日からで、まだまだ先なのだが、例年お配りしているが、こういった視察の手引きという、それぞれ視察先の概要が書かれたものや、この行程表はもちろん、そういったものを取りまとめたものを、また配布したいと思う。24日が表決の日だが、それに間に合えばその日に何とか。それがどうしても間に合わないということなら、1週間前くらいまでに郵送させていただければと思う。ご了承願いたい。

委員会で毎月5千円ずつ積み立てをされていたものが4万円ぐらいになると思うので、それは当日皆さまにお渡ししたいと思う。

都内の移動には乗り換え等があり、それをスムーズにするためにSuica等をお持ちの方は挙手を。それではお持ちでない方の分については、当日買わせていただき、旅費の中からチャージさせていただき、それでスムーズに乗り換えられるようにさせてもらいたいのだが、良いだろうか。

佐々木委員長

細かくは終了後にまたお願いしたい。説明は以上で、はい。その他委員の皆さんから何か。

(「なし」という声あり)

はい。それでは以上で総務文教委員会を終了する。

[ 12 時 30 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに総務文教委員会会記録を作成する。

浜田市議会総務文教委員長 佐々木 豊 治